

「広域観光プログラム推進業務」に係る

プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、文化や歴史遺産、自然、食、地域産業など高槻市及び島本町の地域資源を発掘し、掛け合わせた体験プログラムの開発・実施、集客イベントの開催等、広域観光プログラムを推進することで、交流人口及び関係人口の増加、さらには地域経済の活性化を図ることを目的とする。

本業務の実施には、観光プログラム開発、イベントの企画、プロモーション等に関して、高い水準の能力及びノウハウを要する。この要領では、本業務の概要をはじめ、プロポーザルの参加条件・提出書類、事業者選定に関する必要事項について定める。

2 業務概要

業務名： 広域観光プログラム推進業務

業務内容： 別紙「概要説明書」のとおり

3 委託期間

令和8年7月24日から令和9年3月31日まで

4 委託予定額

22,500,000円(消費税等を含む)を上限とする。

5 参加条件

当該業務のプロポーザル参加者に必要とされる参加条件は次のとおりである。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。契約を締結する能力を有しない者とは次のものをいう。
 - (ア) 成年被後見人
 - (イ) 被保佐人
 - (ウ) 被補助人（但し、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）
 - (エ) 未成年者で営業の許可を受けていない者
- (2) 令和8年4月1日現在において、過去2年以上の営業実績があること。
- (3) 当該業務を営業するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (4) 国税、地方税を完納していること。
- (5) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条に規定する暴力団員等に該当する者でないこと。
- (6) 高槻市の指名停止の措置を受けていないこと。

- (7) 電子債権記録機関又は手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 高槻市長及び高槻市議会の議員、島本町長、島本町議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の地位にある団体でないこと。

6 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」により行う。

7 参加の表明及びプロポーザルの実施に関する質疑

参加の表明は参加表明書(様式1)により、令和8年7月9日(木)17時までに行うものとする。

プロポーザルの実施に関する質疑は、書面(様式2及び3)により行うものとする。

8 プロポーザルの内容(提出書類)

下記のとおり企画提案書及び様式等を10部提出すること。

※プレゼンテーションは審査の公平性を保つため、社名を非公開とするため、社名は記入しないこと。

(1) 企画提案書(様式は任意)

別紙の「概要説明書」の内容を踏まえ、任意の企画提案書を作成すること。企画提案書では業務を実施する上での基本的な考え方や手法、各社のPRポイント等について記載を求めるものであり、成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な作業は、提案書に記載された内容を反映しながら、契約後に高槻市観光協会と協議をしながら行うものとする。また、今年度の取組の継続性や今後の発展の見込みを示す資料として、次年度(令和9年度)の取組計画の概要もあわせて提案すること。

(2) 会社の主要業務実績、同種業務実績等について(様式4)

本業務の実施に当たり、有用となると判断される貴社の主要・同種業務の受託実績を挙げるとともに、貴社のアピールポイントについて記述すること。

(3) 業務の実施体制について(様式5)

本業務を推進するに当たり、貴社及び関係機関も含めた実施体制(全体像)を示すこと。また、業務の実施場所や高槻市観光協会からの指示・質問・来訪依頼への応答体制についても記述すること。

(4) 本業務の総括責任者及び担当予定者の主要業務実績、経歴、資格等(様式6)

総括責任者を明示するとともに、担当予定者が複数である場合は、個別に主要業務実績、資格、経歴等について記載すること。また、本業務の期間中に並行して担当する手持ち業務の有無及び本業務への支障見込みについても記述すること。

(5) 担当スタッフの経歴等(様式は任意)

(6) 実施スケジュール(様式は任意)

(7) 見積書(様式は任意)

作業項目が分かるように記載すること。

- (8) 会社概要（様式は任意）
- (9) その他

補足資料、過去の業務における成果品等があれば添付すること。

9 提案事業者に期待する点

本業務を委託するに当たり、事業者には特に次のようなことを期待する。

- (1) 実施において、魅力的な観光プログラム、中規模イベント等を企画・実施することで、市外からの誘客を図る。
- (2) 効果的なプロモーションを実施する。
- (3) 必要に応じて観光協会事務所内に人員を配置し、観光振興の観点から効果的に助言・支援を行う。

10 プロポーザルの審査及び事業者の選定

- (1) プロポーザルの審査及び事業者の選定は、「広域観光プログラム推進業務」に係るプロポーザル選定委員会で行う。
- (2) 選定委員会委員による事業者へのヒアリングを実施する。
※事業者名は非公開とする。
※応募者多数の場合、提出された企画提案をもとに書類審査を行い、最大3社をヒアリング対象として選定する。書類審査を実施した場合は、応募者全員にヒアリングの実施又は非実施の通知を行う。
- (3) 審査項目、審査基準及び配点は下表のとおりとし、選考は、企画提案書の記載内容やヒアリング結果により総合的に行う。

「広域観光プログラム推進業務」に係るプロポーザル審査採点項目及び配点

		審査項目	審査基準	配点
事業者の能力	(1)	会社の主要・同種業務の実績 (様式5関係)	・本事業に類似する業務の実績及びノウハウを有しているか。	5
	(2)	事業の実施体制 (様式6関係)	・事業を円滑に進める人員配置や体制を確保しているか。	10
	(3)	総括責任者及び担当者の主要業務実績等(様式7関係)	・本業務の担当者としてふさわしい実績を有しているか。	10
業務内容	(4)	広域観光プログラムの推進	・高槻市と島本町の観光資源を連携させた新たなプログラムを提案できるか ・体験プログラム及び中規模イベントを確実に企画・実施できるか。 ・上記プログラムの中に、中規模イベント、旅行プログラム、広域連携プログラムを企画し、市外からの多くの参加者を呼び込めるか。 ・地域の状況を熟知し新規性を有した企画を打ち出せるか。 ・アンケート分析や情報収集などを通じ、ニーズにあったプログラムを実施できるか。	35
	(5)	プロモーション	・ガイドブック、ホームページのコンテンツを適切に制作し、効果的に発信することが可能か。 ・新たなロゴマークについて優れたデザイン力を有しているか。 ・新しいプロモーションの提案ができているか。 ・SNSを活用した効果的な取組が提案できているか。	15
	(6)	プログラム提供事業者の相互連携等について	・プログラム提供事業者の相互連携、意見交換の仕組みづくりについて、実効性のある提案ができているか。	10
他業務との連携	(7)	観光協会業務との連携・支援	・本事業と連動するイベントや観光案内業務などをはじめ、観光協会の業務に関して、連携と適切な支援が可能か。 ・観光協会への業務支援を通じ、上記(4)～(6)の業務との相乗効果を図る姿勢を有しているか。	5
業務の確実性・妥当性	(8)	業務の実現性、継続性	・実現性のある事業の組み立てができているか。 ・収益の確保など、事業の継続発展を見据えた内容になっているか。	5
	(9)	コストの妥当性	・事業予算の積算内容が妥当なものであるか。 ※最も費用を抑えた事業者に満点を与え、以降逓減させる	5
合 計				100

11 提出期限等

(1) 提出期限

令和8年7月9日(木) 17時必着

(2) 提出場所

公益社団法人 高槻市観光協会

(住所) 〒569-0071 高槻市城北町 2-1-18 エミル高槻内 2F

(TEL) 072-675-0081 (FAX) 072-675-0082

(3) 提出部数

企画提案書及び添付書類 (10部)

(4) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る)

(5) ヒアリング

ヒアリング実施日 令和8年7月15日(水) 予定

ヒアリングの時間及び場所については、ヒアリング対象事業者が確定後、別途通知する。
説明者は3名までとし、契約を履行する際に、管理責任者となる者が必ず出席すること。

1社当たり、説明時間は20分以内、質疑20分程度とする。

紙ベースの企画提案書のみで説明を行うこと

12 質問受付方法等

本企画提案に係る質疑については、以下のとおりとする。

(1) 受付期限

令和8年6月23日(火) 17時まで

(2) 受付方法

メール

(3) 受付担当

公益社団法人 高槻市観光協会 吉田

TEL 072-675-0081

メールアドレス info@takatsuki-kankou.org

(4) 回答方法

寄せられた全ての質問とそれに対する回答を、質問のあった各社に対し令和8年6月25日(木)中にメールで送付する。

13 審査結果

選定された事業者及び選定されなかった事業者については、別紙(様式7及び様式8)により通知するものとする。

14 契約方法

選定された事業者から提出された見積書を精査した後、当該業者と随意契約を行うものとする。

15 事務局

高槻市観光協会に事務局を設置する。

16 スケジュール

別紙のとおり。

17 審査・選定方法

- (1) 事業者の選定に当たり、企画提案の内容について、「広域観光プログラム推進業務」に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に規定する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (2) 選定委員会の委員は、審査基準に基づき、提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、審査項目ごとに点数化して評価する。
- (3) 各提案者の評価点は、委員の採点の合計点とし、選定委員会は評価点が最高点の者を最優秀提案者に決定する。
- (4) 提案者の評価点が同点の場合は、委員における合議にて決定するものとする。
- (5) 提案者が1者の場合でも、選定委員会によるヒアリングを実施し、本業務を履行する能力を有するか審査する。

18 その他留意事項

- (1) 提案内容は、関係法令等を遵守したものとすること。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 委託料の支払いは、原則、全額完了払いとするが、受託者が希望する場合は、部分払い等について、高槻市観光協会と協議するものとする。
- (4) 提出された企画提案に関する書類は返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及びプロポーザルは、プロポーザルの選定のため以外に無断で使用しない。
- (6) 提出されたプロポーザルの企画書等は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある（提出者の了解なく公表・使用しない）。

附則

この実施要領は、令和8年6月15日に施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。